

第17章 PCタンク工事

第1節 適用

17-1-1 適用

本章は、PCタンク（プレストレスコンクリート製円筒形タンク）工事における側壁工、PC工、歩廊工、屋根工、付帯設備工その他これに類する工種に適用するものとする。

第2節 一般事項

17-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。

- | | |
|--|------------|
| (1) 土地改良事業設計指針 「ファームポンド」 | 農林水産省農村振興局 |
| (2) プレストレストコンクリート工法設計施工指針 | (社) 土木学会 |
| (3) 水道用プレストレスコンクリートタンク設計施工指針・解説 (社) 日本水道協会 | |

17-2-2 一般事項

受注者は、設計図書に記載がある場合を除き、PCタンク完成後できるだけ速やかに水張り試験を行い、漏水がないことを確認しなければならない。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議しなければならない。

第3節 土工

17-3-1 作業土工

作業土工の施工については、第1編3-3-7作業土工の規定によるものとする。

17-3-2 作業残土処理工

作業残土処理工の施工については、第1編3-3-8作業残土処理工の規定によるものとする。

第4節 床版工

17-4-1 床版工

- 1 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第1編第3章第7節コンクリートの規定によるものとする。
- 2 鉄筋の施工については、第1編第3章第9節鉄筋の規定によるものとする。
- 3 型枠及び支保の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。
- 4 受注者は、防水、防食のためにコンクリート表面に塗膜を作る場合、水質に悪影響を与えないものを使用しなければならない。

第5節 側壁工

17-5-1 側壁工

- 1 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第1編第3章第7節コンクリートの規定によるものとする。

第17章 PCタンク工事

- 2 鉄筋の施工については、第1編第3章第9節鉄筋の規定によるものとする。
- 3 型枠及び支保の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。
- 4 受注者は、防水、防食のために側壁内側に塗膜を作る場合、水質に悪影響を与えないものを使用しなければならない。
- 5 受注者は、部材の保管に当たり、部材に有害な応力が生じないように支持しなければならない。
また、接合金具等に有害な錆が生じないように適切な処置を講じなければならない。
- 6 受注者は、側壁の接合面に緩んだ骨材粒、レイタス、ゴミ、油などがついている場合、確実に取り除かなければならない。
- 7 受注者は、側壁接合時の支保工について、接合作業中の荷重及び緊張作業による部材の変形などに対応できる構造と強度を有するものを使用しなければならない。

第4節 PC工

17-6-1 縦締工

受注者は、縦締工の施工について、第2編12-3-2横組工の規定に準じるものとする。

17-6-2 横締工

受注者は、横締工の施工について、本章17-6-1縦締工の規定に準じるものとする。

第5節 歩廊工

17-7-1 歩廊工

- 1 受注者は、歩廊工の施工に当たっては、平坦にかつ雨水が集中しないよう、構造に影響しない範囲で勾配又は溝切を行うものとする。
- 2 受注者は、歩廊工を設計図書に基づいて施工できない場合、監督職員と協議しなければならない。

第6節 屋根工

17-8-1 屋根工

受注者は、屋根等に防水処理を施す場合、その効果が十分発揮できる材料を選定しなければならない。

第7節 付帯設備工

17-9-1 付帯設備工

受注者は、階段工、人孔工、換気塔工、避雷針工、手摺工、雨樋工を設計図書に基づいて施工できない場合、監督職員と協議しなければならない。

第10節 管体工

17-10-1 管体工

管体工の施工については、第2編第7章第6節管体工の規定によるものとする。

17-10-2 弁設置工

弁設置工の施工については、第2編7-6-5弁設置工の規定によるものとする。

第11節 舗装工

17-11-1 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1編3-11-2舗装準備工の規定によるものとする。

17-11-2 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1編3-11-3アスファルト舗装工の規定によるものとする。